

平成21年10月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成21年10月22日（木曜日）午後4時00分から午後4時35分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第48号） 相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 2（議案第49号） 相模原市立博物館協議会委員の人事について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 斎 藤 文

○説明のために出席した者

教 育 局 長 榎 田 達 雄 教育環境部長 三 沢 賢 一

学 校 教 育 部 長 小 宮 満 彦 生涯学習部長 大 貫 英 明

教 育 局 参 事 柿 沢 正 史 教育総務室長 田 中 雅 幸
兼教育総務室長 担 当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 森 晃 学校教育部参事 佐 藤 陽 一
兼学校保健課長 兼学校教育部参事

教 職 員 課 長 小 野 充 教 職 員 課 長 細 谷 正 行
担 当 課 長

教 職 員 課 主 幹 菊 地 原 宏 明 教 職 員 課 副 主 幹 宮 崎 健 司

教職員課主査	和田邦昭	文化財保護課長	佐藤 暁
文化財保護課 副主幹	納山雅之	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	西原 巧
スポーツ課 担当課長	大貫 薫	博物館長	井上明夫

○事務局職員出席者

教育総務室副主幹	杉山 吏一	教育総務室主任	坂本 正俊
----------	-------	---------	-------

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と金川委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は2名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第48号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第48号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市スポーツ振興審議会委員2名の委員を委嘱するため、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき提案するものでございます。

初めに、金子登志子氏でございますが、学識経験者としてご委嘱申し上げるもので、平成19年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、今回で2期目の再任でございます。

続きまして、山口和夫氏でございますが、関係行政機関の職員としてご委嘱申し上げるもので、相模原市副市長で、新任となります。

各委員の任期でございますが、平成21年10月23日から平成23年10月22日までの2年間でございます。

なお、今回の任命に当たり市長に意見を求めましたところ、特に意見がない旨の回答をいただいております。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第48号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第48号は可決されました。

□相模原市立博物館協議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第49号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第49号、相模原市立博物館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、相模原市立博物館協議会委員10名の任期が平成21年11月19日をもって満了となることから、博物館法第21条の規定により、新任の委員を委嘱するために提案するものでございます。

議案の名簿のうち、学校教育の関係者につきましては、新任であります、相模原市立向陽小学校教諭の加瀬加寿恵氏。再任であります、神奈川県立相模原総合高等学校教諭の坂口滋皓氏の2名でございます。

社会教育の関係者につきましては、新任であります、相模原市文化財研究協議会会長の川井義則氏。再任であります、相模原市立小中学校PTA連絡協議会会長の田中美奈子氏の2名でございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者につきましては、平成20年6月11日の博物館法の一部改正により、新たに委員に任命できることになりましたもので、相模原市女性学習グループ連絡協議会広報の格地悦子氏、新任でございます。

学識経験のある者につきましては、人文科学分野から、東京家政学院大学教授で同学院生活文化博物館館長の小瀬康行氏。自然科学分野から、神奈川県立宮ヶ瀬ビジターセンター館長の青木雄司氏。天文分野から、宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究本部助教の矢野

創氏の3名。公募委員といたしまして、永田基浩氏、白井暁彦氏の2名を新たに委嘱するものでございます。

なお、公募委員につきましては、7名の方から応募がございまして、選考会で2名の委員を選考したところでございます。

任期は、平成21年11月20日から平成23年11月19日までの2年間でございます。

以上で、議案第49号のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明は終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第49号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第49号は可決されました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次に、事務局から4件報告があるようです。

初めに、学校保健課からお願いいたします。

○森学校保健課長 小中学校の学級閉鎖の状況について、ご報告申し上げます。

お手元に資料を用意させていただきました。順番に上から小学校、中学校、合計と整理してございます。それぞれ、今現在の閉鎖中の学級数、学校数、それからインフルエンザA型の発症の人数。今シーズンになってからの累計数で、学級数、学校数、A型の発症人数と整理をさせていただいています。

本日付で、小中学校合わせまして61学校189クラスが閉鎖をしているという状況でございます。以上でございます。

◎溝口委員長 今、報告がございましたが、これについて何かご質問等がございますでしょうか。

こういう状況を踏まえて、今後、このインフルエンザA型の感染状況というのは、学校保健課としては増えるようにとらえていると思うのですが、どんなふうな状況を想定され

ているのでしょうか。

○森学校保健課長 相模原市には39カ所の医療機関で、それぞれの伝染病の発症状況を保健所が吸い上げておるのですが、国立感染症予防研究所の警報ラインである1定点当たり1週間の発症人数が30人という基準があり、昨日、33.5、4ですか、それを超えました。警報ラインを超えたということで、保健所では市民に対して警報発令を出してございます。昨日、インフルエンザの災害対策本部の幹事会が開かれまして、全庁的な取り組みをとということになったわけですが、これからも強く感染予防を市民の方々に訴えるということであろうかと思えます。

◎溝口委員長 素人で誠に申し訳ないのですが、警報が発令されたというのは、一般市民あるいは学校ではどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

○森学校保健課長 補足になりますが、国立感染症予防研究所の注意ラインというのがございまして、1週間の発症人数が10名を超えると注意報ということになっているのです。それで、先週の段階では16人で注意報が発令されたのですが、非常にこの新型インフルエンザは感染力が高いということもありまして、ちょうど1週間で倍の発症人数に達したということがございます。保健所の見込みでは、まだ感染は伸びる予測をされているようです。

したがって、後ほどお話があるかと思いますが、今、学校等においては、当然、休校ですとか、あるいは学年閉鎖、学級閉鎖を実施しておるわけですが、集団の中での発症のお子さんたちがいますとぱっと蔓延する恐れがあるものですから、今、私どもでは学校に対して、各クラスごとにその10%、40人クラスだと4名に達したときには速やかに学級閉鎖をして、自宅待機をしてもらいたいということで対応しておるのですが、順繰りにクラスごとに回っていってしまうものですから、今後ワクチンの接種だとか、そういったことで一巡するまではなかなか厳しい状況なのかと思っております。

◎金川委員 学級閉鎖が出たりすると、授業ができなくなって家庭学習になると思うのですが、授業数の確保とかばらつきへの対応というのは何かございますでしょうか。

○佐藤学校教育課長 学校閉鎖、学年閉鎖につきまして、当然5日間にわたって授業を止めるわけがございます。これについて、学校が欠損した時数を必ずどこかで埋め合わせなさいという規定はございません。したがって、学校としては通常の授業を充実させる、あるいは補習的な活動を任意に組み込む、そういったことで子どもたちの学力保障は考えていきたいと考えております。

ただ、5日ないし10日、そういったものが生じたことによって、夏休みを大幅にカットするとか冬休みをカットするだとか、そういうことは法律上ありえませんが、通常の授業の中で充実させていきたい、あるいは補習的な活動を多く組み込んでいきたい、こんなふうを考えてございます。

今、お配りした資料をご覧ください。新聞報道がなされておりますので、ご承知のこととは思いますが、開いていただきますと風っ子文化祭のスケジュールが載っております。開いていただいて、左の方に展示部門、ステージ部門、交流部門とございまして、このステージ部門の上から2つ目、小学校連合音楽会がもう間近に予定されておりました。ただ、新型インフルエンザの感染拡大防止という視点から、これにつきましては実施を見合わせるという決定をしたところでございます。これにつきましては新聞報道がされているかと思えます。

その実施を見合わせた理由といたしましては、濃厚接触と思われる子どもがいる、全校の参加が難しい、そういう状況の中で無理して行うことよりも、子どもの健康安全を第一に考えることが何よりも求められるということで、そのような措置をしたわけでございます。

今後のスケジュールを見ていただくと、いろいろな事業が盛り込まれております。これにつきましても、インフルエンザの進行状況を見まして、あり方を適宜考えていきたいと思っているところでございます。

◎溝口委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 次に、学校教育課からお願いいたします。

○佐藤学校教育課長 小中学校の修学旅行の実施状況について、ご報告したいと思っております。

もう半年以上前になりますが、5月末に兵庫県、大阪府、滋賀県あたりで新型インフルエンザの感染が確認されて、その当時は全県レベルの休校措置がありました。その関係で、修学旅行でそちら方面を目的地にしていた中学校16校の出発を見合わせました。それで、見合わせた分はいつに延期したのですかという部分ですが、9月、10月にすべての学校、16校が滞りなく京都・奈良方面の修学旅行を終えることができました。中学

校につきましては完了いたしました。

小学校の主な修学旅行の方面は日光でございます。日光につきましては、大阪・神戸の状況はございませんでしたので、スケジュールどおり進んでおります。

そういった中で、今現在、修学旅行を日光方面に2校が行っております。残るのは、26日の串川小学校、11月5日の広陵小学校、この2つがしんがりのグループでございます。これらの学校が修学旅行を行えば、全小中学校滞りなく修学旅行は実施した形になります。以上でございます。

◎溝口委員長 説明が終わりましたけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 広陵小学校と串川小学校が終われば、全部終わりというご報告ですよ。今まで非常にご苦労さまでした。ありがとうございます、いろいろと一生懸命に対応していただきまして。感謝を申し上げます。

それでは、次に、教職員課からお願いいたします。

○小野教職員課長 それでは、お手元の資料、政令指定都市移行に伴う教職員の人事権移譲の概要というものをご覧ください。

権限移譲の状況ということで、事務手続の変更点について、ご説明を申し上げます。

一番上ですけれども、教職員の任命権が相模原市に来るということで、これにつきましては正規採用の教員、そして臨任ですとか非常勤職員も含みます。任命権といいますと、当然、任用と免職。任用には採用、承認、降任、転任がございまして、そういったものをこれまでは市が県に内申を上げることによって県の方で認められ、それが人事として決定していたということですが、その権限がすべて相模原市に来ることになります。

移譲されることによるメリットといいますと、やはり採用数が市の意志によって決定できるということで、小中合わせて約200名近い欠員がこちらの希望するとおり採用できれば解消できるのではないかとということが1つ。それから、県に内申をしていた部分が省けますので、手続の簡略化によりまして、臨任、非常勤講師等の配置がスピーディーになっていくということが挙げられます。

それから、その下ですが、教職員の定数及び学級編制、これはそのまま県に権限がございまして、例えば市で教員数を任意に増やすですとか、市で少人数学級を独自に実施するですとか、そういった自由な部分については、まだできないということになります。

その下の給与負担ですが、同じようにこれは県が負担するということです。

教職員の身分ですが、これまで同様、それは相模原市にあります。

分限・懲戒については、相模原市に権限が移譲されます。これは県条例によって市が実施するわけですが、これまでは例えば事故等があった場合につきまして、市から県に対してその事故報告書を出して、それに基づいて県が懲戒等の処分を決定していたのですが、それを今度は市が独自にやっていくことになるわけです。

その下のサービスの監督ですが、これは従来どおり相模原市。

勤務成績の評定も変わりありません。県の人事評価システムに基づいて人事評価を実施していきます。

その下の初任者研修に係る非常勤講師の派遣ということで、初任者研修が新人に対して実施されるわけですが、これまでは市が県に対して派遣申請を出し、県から派遣される形をとっていたのですが、今度は市でその非常勤講師を採用することになります。すなわち、市費でその非常勤講師を雇うことになるわけでございます。これまでは県費で雇っておりました。

辞令伝達・交付ですが、これまでは県の教育委員会から辞令が出され、それを市の教職員に渡しておりましたので、今年3月31日までにつきましては辞令伝達式という呼び方になります。ところが、来年4月1日の移行後は、相模原市教育委員会の名称ですべて辞令が出されますので、辞令交付という言い方になります。式も辞令交付式ということになります。辞令の大きさも、県教委の場合はA5版で小さいサイズだったのですが、市教委になりますとA4版で県よりも大きな辞令になるということになります。

今後のスケジュールですけれども、11月下旬に県との事務協議が終了されまして、12月に県市教育委員会による事務引継書の確認（署名）が行われ、以下、そういった日程で進めていきます。3月31日には定年退職者等の辞令伝達式、4月1日に政令指定都市移行後の辞令交付式となります。それは先ほど説明したとおりでございます。

裏面をご覧ください。

主な事務手続についてということで、1番目の人事関係についてそこに挙げられているものは、すべて新たに相模原市教育委員会が行うことになると。ただ、2番目の学校栄養・学校事務職員の採用事務につきましては、人事委員会が行います。今、職員課の方で、この人事委員会の設置について、準備をしているところでございます。

2番目の給与関係ですが、給与決定事務が今度、新たな事務に加わりますが、給与の支給はこれまでどおり神奈川県教育委員会が行います。何ら変わりありません。それから、

給料表についても、県のものを使いますので、市独自で教職員の給料表を新たにつくるわけではございません。そのあたりはご説明しておきます。

それから、退職手当の裁定事務ということで、これは従来どおり神奈川県の規定に従って相模原市教育委員会が行いますが、支給は県です。給与と同じでございます。ですから、相模原市の教職員だけ独自に給与の額を上げようということとはできないわけでございます。

3番目の勤務・服務関係。勤務時間それから服務の監督については、ご覧いただいているとおり従来どおりでございます。

4番目、その他の部分で、先ほどもちょっと触れましたけれども、定数管理は従来どおり、神奈川県が定数を決定すると。福利厚生については変更なし。公務災害については、市の方で手続を行います。健康審査会については、これは休職者が復職するとき等に行われますけれども、これが県で行われていたものが相模原市が行うことになると。これは変わります。最後、健康診断については、従来どおり相模原市が行うということでございます。

少し詳しく説明をさせていただきました。以上です。

◎溝口委員長 説明が終わりました。何かご質問等ございませんでしょうか。

◎小林委員 表側の表の下から2行目で、初任者研修に係る非常勤講師の派遣で、相模原市が市費で持っているわけですが、人数に関しては、これは県のときと同じになるわけですか。

○小野教職員課長 これも人事権が来まして、市の方で研修に必要な部分で自由に設定することができます。これまでは拠点校指導教員という者が新人を指導していて、その方々が見つからない部分に非常勤講師を県の方で充てていたのですが、それと同程度の数を今度は市でつけなければいけないと考えておりますので、そんなに大きな変動はないと思います。

ただ、これによって、学校現場にかなり足かせがあるのです。つまり、時間割編成上、非常勤講師の時間を合わせなくてはいけないという。そういった部分の足かせは取って、学校の裁量がもう少し弾力的にできるように考えていきたいと思っております。それに合わせて人数も、若干これまでの部分よりは、できたら増やしていきたいとは考えております。

◎溝口委員長 今、教員の定数を何千人という単位で増加するようなお話が文部科学省の方で出ておりますが、その人数が例えば増加した場合、相模原市には何人くらい配当されるということはおわかりでしょうか。そこまではまだ詳しくわかりませんか。

○小野教職員課長 第8次改善の部分だと思うのですが、そのあたりについては、まだ具体的に何人程度という話も聞いておりません。

◎溝口委員長 増えるということは事実なのですか。

○菊地原教職員課主幹 定数に関しまして、今までは高相津久井教育事務所を経由していたのが、政令指定都市に移行いたしますと、直接、神奈川県とやりとりをするのですが、その定数についてはすべて神奈川県が実はまだ握っております。これは政令指定都市移行後も定数は握っているところで、先ほどご案内させていただいたとおりです。

今、第8次改善という話がありました。実は第8次改善は進行しておりません。これは三位一体というお話が何年か前にございましたが、国の方で第8次改善は全く行っておりません。

政権が移行いたしまして、その中で文部科学省の方針で定数を増やすと国の方はおっしゃっておりますが、あくまでもそれを全国にばらまいたとしても、神奈川県の方でその定数を受け取らないということも考えられます。というのは、結局、定数の根本になる、いわゆる先生を雇う給料を国が3分の1、神奈川県が3分の2払っております。その中で神奈川県は今、1兆円を超える負債を抱えているというお話もございますので、場合によっては、神奈川県にその定数を国が配ったとしても、神奈川県は全部それを市町村にばらまくようなことはしない可能性があります。そこは今後、神奈川県、国の動向を見守っていかねばいけないと思っております。

ただし、その中で、神奈川県から市町村に定数が配られた際については、各学校をよく吟味して、定数を配置しなければいけないと考えてございます。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 次に、文化財保護課からお願いいたします。

○佐藤文化財保護課長 引き続きまして、政令指定都市移行に伴う埋蔵文化財に係る権限移譲事務の概要について、ご報告申し上げます。

お手元の資料は12項目列挙されているのですが、冒頭に基本的なことを申し上げさせていただきますと、今までは県が行うべきことの窓口として市町村が、相模原市が受付を行い、それで副申を上げて、それを県が認めていたという構造でございましたが、今後

は政令指定都市になりますと、市が直接事業者からの届出を受理し、そこで判断をして決定をするということが1番基本的なことでございます。

12項目を1つ1つというよりはかいつまんでご説明申し上げますと、1番最初の周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出受理ということで、これがただいま申し上げました、市内にあります遺跡がある場所で土木工事をする場合、届出を必ずしていただくわけですが、今度は市が直接受理をして、すぐ判断をしてお答えができると、そういう権限を移譲させていただくことになります。

また、2番目の土木工事等を行う事業者への発掘調査の実施その他の指示ということで、この場合、包蔵地内で過去に何か出たりとか、仮に試掘調査をさせていただきますと、その結果によっていろいろな指示をさせていただくわけですが、その指示権が本市に移譲されるということでございます。

3つ目から11番目、最後の1つを除いたところまでは、実は一くくりでございます。遺跡が発見された場合、届出をしていただかなければならないわけなのですが、その届出に対して、市の方で工事を停止したりですとか、現状変更をしないための停止ですとか、場合によっては禁止、それから工事の期間の延長とかという権限が移譲されます。

そういったことによって、いろいろと経済的な損害等がありますので、それに対する損害賠償を市が今度やることになったりですとか、また、そういった補償額を増額する際の訴えに対して、被告になり得るといふことの権限でございます。

ただし、こちらの方につきましては、従前、神奈川県においても、また、全国においても、こういった事例が生じているという報告は受けてございませんので、こういったことは一応権限が下りてくるというご了解をいただければよろしいかと思います。

最後の非常時等の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者から事後の届出の受理ということにつきましては、地震ですとか台風により、包蔵地内の河川、もしくは山が崩れて、そこに何か財産が埋まっていて緊急に掘らなければいけないようなときには当然していただかなければいけないわけです。その後、届出をしていただくのですが、これも今までは受理は県だったのですが、今度は市の方で受理できるということでございます。

続きまして、裏面をご覧いただきたいのですが、今後のスケジュールにつきましては、現在、神奈川県との事務協議をほぼ終了する段階にきてございます。今後は、今、窓口担当者用のマニュアルを作成してございまして、マニュアルを年内に作成した後、県との協

議も踏まえた後ですが、年明けには手前どもの方の窓口担当職員にマニュアルの周知の研修をいたしまして、3月の事務引き継ぎの確認は先ほどの教職員の例と同じでございますが、4月1日の政令指定都市移行を迎えるということでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、これらの事務を直接相模原市が行うことで迅速な処理ができて、市民サービスの向上につながるものでございます。以上でございます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、この件はこれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 報告は以上でございます。

では最後に、次回の会議予定日でございますが、11月12日、木曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は11月12日、木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

口 閉 会

午後4時35分 閉会